

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ発生時における学校の臨時休業等について

熊本県教育庁

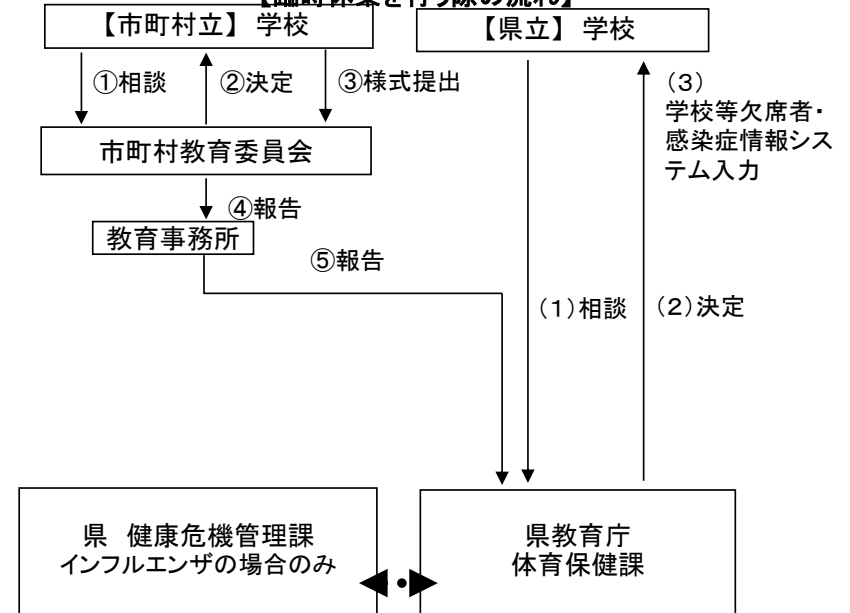
学校の児童、生徒について、一般医療機関等で新型コロナウイルス感染症・インフルエンザと診断された者が発生した場合、左下表の「県立学校における臨時休業の判断基準」を参考に、学校医等の意見を踏まえ、**学校の設置者が臨時休業の判断を行う。(学校保健安全法第20条)**
 なお、学年閉鎖及び休校については感染の状況や学校行事等を踏まえ総合的に判断する。

臨時休業を実施する期間：原則として患者との最終接触日を0日とし、4日目まで休業する。

【県立学校における臨時休業の判断基準】

感染者等の状況	臨時休業の適用範囲
新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ様患者をあわせて、当該学級在籍者の2人以上かつ学級内で感染が広がっている可能性が高い場合(25%程度)	当該校の学級閉鎖
学年全体にまん延のおそれがあるとき	当該校の学年閉鎖
学校全体にまん延のおそれがあるとき	当該校の休校

【臨時休業を行う際の流れ】



【感染が判明した時の出席停止期間】 出席停止の判断は校長(学校保健安全法第19条)

新型コロナウイルス感染症	発症した後(発熱の翌日を一日目として)五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を一日目として)五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあっては、三日)を経過するまで